

学習用端末購入費一部補助について



住民税非課税に準ずる※世帯（※世帯年収目安（4人世帯）：270万円以上350万円未満）の方に対し、支援を行っています。
詳細は、在籍する学校までお問い合わせください。

※今年度のみ全学年対象です。



端末本体購入金額の $\frac{1}{2}$ （上限22,500円）の補助

【申請期限】令和3年12月28日まで

【補助基準】 保護者等の
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額が1円以上51,300円未満
（保護者が2人（両親）の場合、2人分の合計額となります）
（市町村発行の課税証明書で確認）

領収書等（レシート可）の原本が必要です。

- ①4/1以降の日付
- ②購入総額
- ③端末本体の購入金額が分かる内訳
- ④販売事業者名



住民税非課税世帯の方は、「学習用端末の無償貸付」の対象となります。
（「一部補助」は対象外となります。）